

四国森林管理局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成28年4月27日)

開催日及び場所		平成28年3月25日(金曜日) 四国森林管理局 1階会議室			
委員		坂本伸廣 (税理士) 西森やよい (弁護士) 斉藤章 (公認会計士)			
審議対象期間		平成27年10月1日～平成27年12月31日			
審議対象案件		50件 うち、1者応札案件 21件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件			
抽出案件		23件(抽出率46%) うち、1者応札案件 5件 (抽出率24%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率0%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		4件 うち、1者応札案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約		1件	
	業務	一般競争		3件 うち、1者応札案件 0件	
		指名競争	公募型競争		該当なし
			簡易公募型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし
			簡易公募型プロポーザル		該当なし
			標準型プロポーザル		該当なし
			その他の随意契約		該当なし
	物品・役務等	一般競争		10件 うち、1者応札案件 5件	
		指名競争		該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)		該当なし	
随意契約(その他)		5件			
(特記事項) なし					

	意見・質問	回答等
委員 らの 意見 ・ 質 問 そ れ に 対 す る 回 答 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治山工事の競争参加資格で「同種工事の元請けとして実績を有すること」とあるが、この同種工事とはどのようなものか。</li> <li>・ 資材運搬事業（航空運搬）の競争参加資格で「全省庁統一資格において、四国地域の「役務の提供等（運送又はその他）」を有している者であること。」とあるが、入札には大阪の業者が参加している。この四国地域とはどういうことか。</li> <li>・ 事業の性質により入札公告に記載される競争参加資格要件に違いがあるが、各事業ごとに入札公告作成のマニュアルがあるのか。</li> <li>・ 収穫調査業務は国の財産を売り払う調査のため、公正に調査を行うことのできる者を予め指定調査機関として登録しておくとのことだが、登録されている者はいつも入札に参加している2業者だけか。 また、指定調査機関として登録するには厳しい要件があるのか。</li> <li>・ 治山工事の競争参加資格で「過去2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。」とあるが、これはどういうことか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同種工事とは、治山事業の溪間工事と山腹工事のことである。</li> <li>・ 全省庁統一資格はすべての官庁において適用される資格であり、資格申請をするにあたっては、入札に参加する地域を指定することになっており、この者は四国地域を指定していたものとする。</li> <li>・ 正規のマニュアルはないが、各事業ごとに入札公告の模範例が示されている。</li> <li>・ 四国森林管理局では指定調査機関として4業者登録しているが、入札に参加しているのは実質2業者である。 指定調査機関への登録要件に関しては、収穫調査業務を行った経験年数等の縛りはあるが、特に厳しいものではない。</li> <li>・ 治山工事は工事が完了した後、その工事について評価を行い点数を付けることになっており、この点数の平均が過去2年間で65点以下の場合は、ペナルティとして入札に参加できないこととしている。</li> </ul>
	委員会による意見の具申又は勧告の内容  [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし